

知っていますか??

# 安全運転管理者制度

## 意外と知らない「安全運転管理者」って何?

道路交通法では、安全運転・運行に必要な指導・業務を行わせるために、一定数の自家用自動車を使用する使用者は、使用の本拠ごとに安全運転管理者等を選任することが義務付けられています(道路交通法第74条の3)。

### 安全運転管理者の選任

- 選任を必要とする自動車の台数
  - ・乗車定員11人以上の自動車 = **1台**以上
  - ・その他の自動車 = **5台**以上
- 資格要件
  - ・年齢 = 20歳(副安全運転管理者を選任する場合は30歳)以上の者
  - ・管理業務の実務経験が2年以上ある者 等

### 副安全運転管理者の選任

- 選任を必要とする自動車の台数
  - ・自動車**20台**以上
  - ※40台を超えると20台ごとに1人追加
- 資格要件
  - ・年齢 = 20歳以上
  - ・管理業務に関する実務経験が1年以上ある者又は3年以上の運転経験を有する者

※欠格事由(安全運転管理者、副安全運転管理者)  
過去2年以内に重大な違反(ひき逃げ、酒気帯び運転等)行為を起こした者 等

### 安全運転管理者等が行うべき9つの基本業務

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 1 運転者の適正等及び法令遵守状況の把握 | 6 運転前後の酒気帯びの有無の確認 |
| 2 運行計画の作成            | 7 酒気帯び確認の内容の記録と保管 |
| 3 危険運転防止のための交替運転者の配置 | 8 運転日誌の備付けと記録     |
| 4 異常気象・災害時の安全運転の確保   | 9 運転者への安全運転指導     |
| 5 点呼・日常点検による安全運転の確保  | ※6,7は令和4年4月1日から   |

リースやレンタカーの車でも、一時的、臨時的な使用に当たる場合を除き、安全運転管理者を選任する必要があります。車が20台以上になると台数に応じて必要な人数の副安全運転管理者を選任する必要がありますので、注意してください。



それは知りませんでした。  
会社に戻って選任の届出準備をします。

安全運転管理者は、管轄する都道府県公安委員会へ届出を提出する必要があります。  
届出の方法や、安全運転管理者の業務について、詳しくは、管轄する警察署又は石川県警察本部交通企画課(076-225-0110(代))へお問い合わせください。

